

第28回入善町農業委員会議事録

平成25年11月5日午後1時30分から第28回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 高見敏明	15番 野島浩	16番 米山義隆	17番 福島信子
18番 若島せつ子			

欠席委員 1名

3番 泉征幸

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主任	田中優子
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第100号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第101号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第102号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。11月に入り、良い天気が続いていますね。今年の米の作柄はあまりよくありませんでした。来年に生かしていかなければならないですね。

先日、経団連の会議に出席させていただいたのですが、そこで、企業が農業に参入した事例の説明がありました。そこでは、産業としていかに効率的に農業を行うかという話に、皆感心していましたが、何となく違和感を感じました。規制改革等が叫ばれ、農業を産業に近づけていこうとする動きがありますが、農業とはどんなものかを、私たち農業者が訴えなければ、政策に飲み込まれてしまうと思います。

生産調整がなくなるとか、TPPの問題等、農業を取り巻く情勢が変化している今、私たちは農業委員として、入善町の農業を守っていかなければならないと思います。

さて、話は変わりますが、先日の入善町議会議員選挙の関係で、産業教育常任委員長が交替になり、前任の佐藤委員に代わり野島委員が新しく選任され、先ほど選任書を受けられました。では、野島委員、一言お願いします。

野島委員

先日の組織議会において産業教育常任委員長に選任され、先ほど農業委員の選任書を受けました、入善町議会議員の野島です。農業にはほとんど携わったことがなくわからないことばかりですが、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、皆様と一緒に農業の問題を議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ありがとうございました。

それでは第28回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番長田委員と5番小澤委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、若栗新〇〇番。登記地目、現況地目ともに田。面積は、64㎡です。

譲渡人は、朝日町窪田〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町福島〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人は、町外在住で、耕作することが困難であるため、当該農地の近くに住む譲受人に譲り渡すこととなり、今回の申請となりました。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つあります。

まず、農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な農機具が一通り揃っていること、通作距離は居住地から約600mで、通作に支障はないと見込まれること、13年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に従事している者が、8カ月にわたっていることから、

農地の耕作者が、農作業を行う必要のある日数について常時従事していると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は5,842㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、若島委員にいただいております。

続いて申請番号2番、農地の所在地は、上野〇〇番。登記地目、現況地目ともに畑。面積は、105㎡です。

譲渡人は、入善町墓ノ木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町道市〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人は、今回農地を取得し、経営面積を拡大します。

次に、申請番号2番の許可要件の確認です。

まず、農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は居住地から約1kmで、通作に支障はないと見込まれること、世帯員に40年の農作業従事経験があるものがあることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、7カ月にわたり、農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事していると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は11,817㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、福島委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

若島委員

申請番号1番については、私が確認しました。申請地は譲受人が耕作している農地で、現地も確認しましたが、特に問題はないと考えます。

福島委員

申請番号2番について確認しました。現地を確認しましたが、畑として利用されており、周囲の農地に影響はないと思いますので、許可してよいと考えます。よろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第99号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第100号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第100号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町浦山新〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は71㎡です。申請者は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は「農家住宅敷地拡張」です。

申請者の〇〇さんは、既存の車庫が老朽化したため建て替えを検討していますが、格納する車の台数を1台から2台にする計画としており、建築面積が増えることから、既存の敷地では狭いため、隣接する農地を転用し、敷地を拡張する計画です。

申請地は、車庫を建設するため必要最小限の面積と認められ、拡張後の面積は499.61㎡と1,000㎡以内であり、農家住宅の面積基準を満たしています。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存

の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、平成25年10月21日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

続いて申請番号2番、申請地は入善町東狐〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑、面積は137㎡です。申請者は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は、こちらも「農家住宅敷地拡張」です。

申請者の〇〇さんは、所有する車の台数が増えたため、車庫の建設を計画していますが、既存の敷地では狭いため、隣接する農地を転用し、敷地を拡張する計画です。

申請地は、車庫を建設するため必要最小限の面積と認められ、拡張後の面積は909.35㎡と1,000㎡以内であり、農家住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(e)による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件になります。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

申請番号1番について確認しました。家族が増え、車の台数が増えたための申請です。転用後の面積も1,000㎡以内と農家住宅の基準を満たしており、必要最小限の面積ですので、適当であると考えます。

長田委員

私は、申請番号2番の確認をしました。住宅の隣りにカーポートを建設したいと考えたのですが、少し面積が足りず、やむを得ず、住宅敷地に隣接する畑を転用したいという申請です。申請地は、宅地と前面道路とに囲まれており、面積要件も満たしていますので、許可してよい案件と考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

私から1点質問ですが、農地の区分に「第1種農地」や「第3種農地」とありますが、入善町においては農地の区分はどうなっているのでしょうか。

事務局

入善町では、ほとんどの農地が基盤整備された農地であるため、第1種農地となっています。第3種農地は、場所にもよりますが、都市計画の用途地域内の農地などです。

綿委員

農地の区分によって、転用許可基準には、差が出るのでしょうか。

事務局

第1種農地は、立地基準として、原則として許可できない、となっておりますが、第3種農地は許可できる、となっており、差があります。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第100号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第101号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第101号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町上野〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は68㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地拡張」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、実家の隣に住宅を建て生活していますが、敷地が狭く車の駐車スペースがないため、隣接地を転用し、住宅敷地を拡張して、駐車スペースを確保する計画としました。

申請地は車2台分の駐車スペースとして必要最小限の面積です。敷地拡張後の面積も、187.04㎡と500㎡以内であり、一般住宅の基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、住宅の側に駐車場を確保するものであるため、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成25年10月21日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番と3番は同じ事業による申請ですので、合わせて説明いたします。申請地は入善町上飯野新〇〇、上飯野新〇〇の計2筆、台帳地目、現況地目ともに全て田で、合計面積は104㎡です。

譲渡人は入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さん、入善町上飯野新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上飯野新〇〇番地の〇〇自治会です。転用目的は「道路敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

上飯野新の〇〇社では、祭礼等の行事の際には、神社までの町道が狭く、通り抜けできず、〇〇上部交流センターの駐車場に駐車し、神社まで田んぼの畔道を歩いている状態です。そこで、神社と交流センターの間の畔を拡張するような形で、車が進入できるよう4m幅の道路を整備し、町道から神社を通過して交流センターへ通り抜けできるようにする計画としました。

申請面積は、幅員4mと道路敷地として必要最小限の面積となっており、神社と〇〇上部交流センターをつなぐ道路として、他に目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「道路敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、平成25年10月21日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件になります。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島委員

申請番号1番について確認しました。譲受人は、実家の北側に住宅を建てましたが駐車スペースがなく、これまで実家の敷地に駐車していた車を、自分の家の横で保管したいという申請です。譲渡人としても、申請地は住宅のためにちょうど日陰になっていた部分だったので、転用に同意したとのこと。現地も確認しましたが、問題ないと思いますので、よろしく願いします。

長田委員

申請番号2番と3番は、私が確認しました。これまでずっと他人の田んぼの畦道を利用していたため、これを解消したいという申請です。もっと幅が広い方が通行しやすいのではないかとも思いましたが、車が進入できる最小限の面積、ということであり、問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

申請番号1番について質問します。転用目的が、「一般住宅敷地拡張」となっていますが、先ほどの事務局の説明では、転用許可要件は、「既存敷地の拡張」ではなく、「集落に接続して設置されるもの」となっていました。なぜでしょうか。

事務局

この案件では、もとの住宅敷地は、譲受人本人が所有する敷地ではなく、譲受人の親が所有する敷地です。申請地については、譲受人が譲り受けて自己の所有地とするものであり、既存地と申請地とで、所有者が異なるため、細かいですが、「既存敷地の拡張」には当たりません。

そこで、「集落に接続して設置されるもの」の要件により許可することになります。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第101号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第102号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第102号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成25年11月5日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は41件の申請があります。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番から39番までは、農事組合法人〇〇に関する利用権設定ですので、まとめて報告します。合わせまして39件、332筆、地積149,209.77㎡。期間は5年間で賃借料は住所が古黒部の方は、10aあたり20,000円、古黒部以外の方は、10aあたり10,500円です。

次に申請番号40番。舟見〇〇、舟見〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積538㎡、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,800円で期間は6年です。

続いて更新です。

申請番号41番。舟見〇〇、舟見〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積3,291㎡、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,800円で期間は6年です。

以上、新規40件及び更新1件で計41件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

米山委員

今回の利用権設定は、人・農地プランの農地集積協力金の対象にはならないのでしょうか。

事務局

農事組合法人〇〇が設定するものについては、基盤整備事業と関係があり、事業が実施され、現地が整備されたところから順次、利用権設定しているものです。既に農地の所有者は耕作しておらず、農事組合法人が耕作しているため自作地ではありませんし、換地後、再び正式に利用権設定し直す予定で、今回は5年間の短期の利用権設定としているため、農地集積協力金の要件には当てはまらず、対象にはなりません。

若島委員

今後の制度改正により、人・農地プランは廃止されるのでしょうか。また、今年度の農地集積協力金は、いつからいつまで申請すれば対象になるのでしょうか。

事務局

今年度の協力金の申請は、11月から、入善町農業公社で受け付け始めています。最終的には2月に、人・農地プランの検討会を開催してプランを変更し、農業委員会で審議する予定ですので、1月20日頃が申請の締め切りになります。

議長（鍋嶋 太郎）

人・農地プランの取り組みは継続されるでしょうね。引き続き補助金の交付要件になるかどうかは別として、集落での話し合いによる担い手への農地集積等に有効な制度ですから、農地中間管理機構制度が始まってでも残ると思います。

また、町の農業公社についても、県段階で農地中間管理機構が設置されても、個々の利用権設定の事務ができるはずはなく、町の農業公社に委託することになるでしょうから、これまで通りの事務を行うことになると聞いています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第102号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

事務局より、ご案内があります。

まず、農地制度実施円滑化事業費補助金を活用した、農業委員会の先進地視察研修が、いよいよ明日になりました。出発は朝6時と早いですが、よろしく願いいたします。

次に、以前から案内しているとおり、今月19日の午後1時30分から、とやま自遊館にて、富山県農業委員大会が開催されます。12時に役場正面からマイクロバスを手配して、一緒に現地に向かいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第28回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、12月2日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時25分）